令和８年

第９回農業委員会総会議事録

令和８年９月７日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

―　議　　事　　日　　程　―

１　議事録署名委員の指名
２　会　期　の　決　定
３　議　　事
４　報　　告

―　本日の会議に付した事件　―

日程第１　議事録署名委員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議事（議案第１号から第２号）
日程第４　報告（報告第１号から第３号）

―　委員及び出欠委員の氏名　―

議　　長　　堀　　正

委員の定数　　２５名
委員の現在数　　２５名

出　席　委　員（２２人）

１番	白山　一男	２番	高原　和重
４番	土佐　好廣	５番	木下　栄作
７番	山本　康雄	８番	田邊　秀男
９番	樋上　　豊	１０番	島倉　忠悦
１１番	長谷　吉宗	１２番	長谷川　達夫
１３番	髙橋　　彰	１４番	堀　　正
１５番	表　　隆夫	１６番	齊田　博美
１７番	松井　　正	１８番	明石　　茂
１９番	末永　久義	２１番	坂井　吉三郎
２２番	瀧田　秀成	２３番	髙越　　博
２４番	山崎　善夫	２５番	北田　幹夫

欠　席　委　員（３人）

３番	林　　康弘	６番	川腰　康子
２０番	炭谷　一三		

議事日程

第１　議事録署名人の指名

第２　会期の決定

第３　議案第　１　号 農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第　２　号 農地法第５条の規定による許可申請について

第４　報告第　１　号 農地法第１８条第６項の規定による通知等について
　　報告第　２　号 農地法第３条の３の規定による届出の受理について
　　報告第　３　号 農地法第４条の規定による届出の受理について
　　報告第　４　号 農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出の受理
　　について
　　報告第　５　号 農地法第５条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	山本　和永	副 主 幹	清水　知昭
主　　査	矢野　貴之	主　　事	堀　　圭吾

会議の概要

開会時刻　午後２時００分

議長（堀会長）

ただいまから、令和８年第９回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

なお、３番　林委員、６番　川腰委員、２０番　炭谷委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

―　議事録署名委員の指名　―

議長（堀会長）

まず、日程第１　議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第２１条の規定により、議長において「１８番　明石委員」「１９番　末永委員」を指名いたします。

―　会　期　の　決　定　―

議長（堀会長）
次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）
異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

― 議　　事 ―

議長（堀会長）
次に、日程第３　議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

― （議案第１号の説明・表決） ―

議長（堀会長）
まず、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）
質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声　起きる）

議長（堀会長）
ご異議なしと認めます。議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第１号の申請については、許可することに可決されました。

―　（議案第２号の説明・表決）　―

議長（堀会長）

次に、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第２号の申請番号１３番について、林委員が欠席しておりますので、事務局からの説明をお願いします。

事務局（矢野）

議案第２号の申請番号１３番について説明します。

申請者である譲受人夫婦は、現在、〇〇市の賃貸にて、本年３月に生まれた子どもと３人で生活しています。

子どもの誕生を機に、かねてから希望していた住宅の取得を計画しました。

譲受人の夫は〇〇県出身のため、妻の実家のある〇〇市〇〇地内の実家敷地での建築を検討しました。

実家には両親及び長男家族が同居し、また、敷地内に充分な建築スペースがないため断念し、候補地を射水市にも広げて検討を重ねました。

今回の申請地は、小学校や保育施設が近く、子育てや教育環境が充実していること、国道〇号線や県道〇〇線にアクセスしやすく、通勤しやすいこと、商業施設も近いことなどから、住居を構えるには適当であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第２号の申請番号１４番について、瀧田委員から説明をお願いします。

瀧田委員

議案第２号の申請番号１４番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、〇〇市の賃貸にて、妻と子どもの３人で生活しています。

現在の住居では子育ての面で手狭であることや人生設計の上で以前から住宅建築について検討してきたこともあって、今回の申請地で住宅を取得する計画に至りました。

今回の申請地は、国道や県道といった幹線道路へのアクセスが容易であり、通勤の利便性に優れているほか、周辺には保育園、学校等の教育施設が整っており、子育てをする上でも適した環境にあります。

また、駅・市役所及び商業施設等も比較的近く、日常生活に必要な利便性が確保されていることから、将来の家族生活及び子育てする上で適地であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第２号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声　起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

― 報　　告 ―

議長（堀会長）

次に、日程第４　報告です。

―　（報告第１号の説明）　―

議長（堀会長）
　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知等について議題とします。
　これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
　議案書により説明。

議長（堀会長）
　以上で、事務局の説明が終わりました。
　これより、各案件に対する質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

議長（堀会長）
　質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
　各案件についてご了知をお願いいたしします。

―　（報告第２号の説明）　―

議長（堀会長）
　報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出の受理について議題とします。
　これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
　議案書により説明。

議長（堀会長）
　以上で、事務局の説明が終わりました。
　これより、各案件に対する質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

議長（堀会長）
　これにて質疑を終了いたします。
　各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

―　（報告第３号の説明）　―

議長（堀会長）
　報告第３号　農地法第４条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）
以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）
これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

―　（報告第４号の説明）　―

議長（堀会長）
報告第４号　農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）
以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）
これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

―　（報告第５号の説明）　―

議長（堀会長）
報告第５号　農地法第５条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）
議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和８年第９回総会を閉会します。

閉会時刻　午後２時３５分

令和８年第９回　農業委員会総会その他協議・報告事項

１　次回開催場所と時刻について

・開催日　令和８年１０月６日（火）午後２時から
・会　場　射水市役所大島分庁舎３階大会議室

２　令和８年度富山県農業委員会大会について

・開催日　令和８年１１月１２日（木）午後１時３０分から
・会　場　富山市婦中ふれあい館

議　　長

署名委員

署名委員